

鳥取県告示第 597 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 19 年 6 月 30 日